

裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が令和元年6月1日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

処分庁が平成31年4月9日付けで行った保護変更決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成30年4月5日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 請求人は、平成30年7月25日に転居し、請求人の居住する住居の家賃月額が2万5千円から4万円に変更となった。
- 3 平成31年4月9日、処分庁は、請求人の住宅扶助費の変更が行われていないことが判明したため、同年2月1日に遡って、住宅扶助費を変更する決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 4 請求人は、令和元年6月1日、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

去年の7月から今年の1月迄の処分庁の計算間違い分(計¥95,000)を請求するため。

(2) 令和元年8月28日付けで、審理員は請求人に対して、後記2 処分庁の主張の(1)の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求め、また令和3年5月26日に反論書の提出期限の再設定について通知をしたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はない。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の趣旨の記載がある。

ア 平成31年4月9日付けの本件決定通知には、「保護変更 平成31年2月1日」、「保護決定理由 (請求人) 住宅扶助額の変更を行う(2月分)」、「住宅扶助 40,000 円」、「支給額 15,000 円」との記載がある。

イ 平成31年4月9日付けの本件決定通知には、「保護変更 平成31年3月1日」、「保護決定理由 (請求人) 住宅扶助額の変更を行う(3月分)」、「住宅扶助 40,000 円」、「支給額 15,000 円」との記載がある。

ウ 平成31年4月9日付けの本件決定通知には、「保護変更 平成31年4月1日」、「保護決定理由 (請求人) 住宅扶助額の変更を行う(4月分)」、「住宅扶助 40,000 円」、「支給額 15,000 円」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和元年8月23日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 事実経過

(ア) 平成30年4月5日
請求人に対し保護開始

(イ) 平成31年4月9日
請求人の次女(以下「次女」という。)より住宅扶助額について問い合わせ有り。処分庁で確認したところ、平成30年7月に転居した際に同年8月より転居後の家賃40,000円に住宅扶助額を変更すべきところ、前住居の家賃額25,000円で認定し扶助を行っていた。

直ちに遡及可能な平成31年2月1日に遡って住宅扶助額の変更をおこない、追加支給をおこなった。

同日、請求人に連絡し詳細について説明。

イ 本件決定の正当性

争点は平成30年7月から平成31年1月まで遡って住宅扶助額の差額90,000円(15,000円×6か月分)を支給できるか、どうかである。

請求人は平成30年7月分からの差額として95,000円を請求しているが、7月分は転居前の家賃25,000円に加え7月25日転居後の日割り家賃9,032円を一時扶助で支給しているため、適正に処理をおこなっているが、8月以降について保護変更入力が行えていなかった。

何ら請求人に過失なく、遡及支給される保護費が請求人の最低生活の回復に充てられることが見込まれるものの、生活保護問答集について(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13-2 答1に扶助費の遡及支給の限度について、「最低生活費の遡及支給は3か月程度(発見月からその前々月まで)と考えるべき」であり、「3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当ではない」とあることから、差額の支給は発見月及びその前々月までの3か月に限り遡及する決定をおこなったものである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成30年7月分の保護決定調書には、「最低生活費 住宅 25,000円」、「当月(7月分) 日割計算欄 9,270円」との記載がある。

イ 平成30年7月24日付けのケース記録票には、「<契約書等の提出> 本日、転居先の本契約をしたとの事で賃貸借契約書、住宅費証明書、その他領収書の提出があった。<日割り家賃の支払い>引越しが明日7月25日で7日分の日割り家賃が発生する為、下記金額を支給する。 $40,000円 \div 31 \times 7(日) = 9,032円$ 」との記載がある。

ウ 平成30年7月24日付けの保護決定調書(一時扶助用)には、平成30年7月分の住宅扶助として、「金額 1件、または1か月当たり9,032円」、「内訳 日割家賃 9,032」との記載がある。

エ 平成30年8月分の保護決定調書には、「最低生活費 住宅 25,000円」との記載がある。

オ 平成31年2月分の保護決定調書には、「最低生活費 住宅 40,000円」、「決定理由 (請求人) 住宅扶助額の変更を行う(2月分)」との記載がある。

カ 平成 31 年 3 月分の保護決定調書には、「最低生活費 住宅 40,000 円」、「決定理由 (請求人) 住宅扶助額の変更を行う (3 月分)」との記載がある。

キ 平成 31 年 4 月分の保護決定調書には、「最低生活費 住宅 40,000 円」、「決定理由 (請求人) 住宅扶助額の変更を行う (4 月分)」との記載がある。

ク 平成 31 年 4 月 9 日付けのケース記録票には、「次女から CW あて架電あり。請求人から保護費が少ないから生活が苦しいと話聞いていたため、以前、CW 不在の際に別の人に請求人の保護費の内訳を聞いた。家賃が 25,000 円と教えてもらったが、不動産屋に確認すると、40,000 円と言われたので確認して欲しい。〈住宅扶助費の訂正について〉請求人現住居に転居の際、家賃が 25,000 円→40,000 円に変更となっていたが、住宅費の変更は行われておらず、引継ぎの際も「変更なし」と引継ぎがあったため家賃額を確認していなかった。今回の次女からの電話にて、誤りが判明したため遡及可能期間の住宅扶助費の訂正を行う。変更年月：平成 31 年 2 月以降 住宅扶助額：40,000 円 なお、追加支給額 45,000 円 (@15,000×3 月) は、随時払にて支払う。」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第 8 条第 1 項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めており、これを受けて、保護の基準が定められている。
- (2) 法第 14 条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、左に掲げる事項として、「1 住居」、「2 補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定めている。
- (3) 問答集の問 13 の 2 の (答) 1 では、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じた場合について、「一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は 3 か月程度 (発見月からその前々月分まで) と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に 3 か月とされているところからも支持される考えであるが、3 か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」と記している。

2 本件決定について

- (1) 処分庁は、請求人が平成 30 年 7 月 25 日に転居した際、7 月分は転居前の家賃 25,000 円

に加え転居後の日割り家賃の支給を行ったが、同年8月分からの住宅扶助費について、転居前の家賃額で支給しており、本来支給すべき額と相違していた事実が平成31年4月に判明したことから、前記1(3)のとおり、発見月の前々月である同年2月に遡及して本件決定を行ったものと認められる。

ながら、本件支給額の相違は、処分庁の事務処理誤りによるものであり、何ら請求人に過失はないと処分庁自身も認める所であり、この点に加え、最高裁判所大法廷昭和42年5月24日判決(最高裁判所民事判例集21巻5号1043頁)が、「生活保護法は、『この法律の定める要件』を満たす者は、『この法律による保護』を受けることができると規定し(2条参照)、その保護は、厚生大臣の設定する基準に基づいて行なうものとしているから(8条1項参照)、右の権利は、厚生大臣が最低限度の生活水準を維持するにたりると認めて設定した保護基準による保護を受け得ることにあると解すべきである。」と述べていることも併せ鑑みると、処分庁がその過誤により請求人に平成30年8月分以降の住宅扶助費の認定を見直していない限りで、これ以降の保護費の算出に瑕疵があるといえることができる。

また、東京高等裁判所平成24年7月18日判決は、「実質的にみても、要保護者がした生活保護の開始申請に対し、保護の実施機関が、当該申請が保護の要件を具備しているにもかかわらず、これを却下する旨の決定をした場合に、その却下決定が取り消されても、過去の生活保護の申請権又はその申請に対応すべき実施機関としての地位が消滅しているために、もはや過去の生活保護についてはこれを受けることができないものとするならば、適正な保護の実施をしなかった保護の実施機関が要保護者の犠牲の下に利益を受けることとなるのであって(要保護者において国家賠償の訴えを提起することにより救済を求めることも考えられるが、国家賠償の訴えでは公務員の職務行為上の違法性や故意過失が問題とされるため、必ずしも十分な救済を受けることができない。)、このようなことは、全ての国民に対し必要な保護を行いその最低限度の生活を保障するという生活保護法の目的に照らして容認することができず、保護の実施機関は、過去の生活保護に遡及して開始決定をし、扶助費を支給することが可能であるというべきである(東京地裁昭和47年12月25日判決・行裁集23巻12号946頁参照)。」と判示する。

- (3) これらを踏まえると、処分庁の過誤により、少なくとも平成30年8月分以降の保護費の決定処分に手続き上の瑕疵があるにもかかわらず、本件決定がこれら処分の適法性を前提として平成31年4月分からの3か月分の遡及支給を行っている点で、本件決定は瑕疵があるものと言わざるを得ず、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年7月21日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

